

# 衆議院内閣委員会ニュース

平成 25.5.17 第 183 回国会第 12 号

5 月 17 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

## 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 6 号）

- ・甘利国務大臣、西村内閣府副大臣、秋葉厚生労働副大臣、山際内閣府大臣政務官、松下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・松田学君（維新）及び赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民主、公明 反対—維新、みんな、共産、生活）
- ・平口洋君外 2 名（自民、民主、公明）から提出された附帯決議案について、若井康彦君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明 反対—みんな、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 後藤 祐一君（民主）

- ・今回の法改正により、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が設立され、機構から独立採算型等の P F I（Private Finance Initiative）事業等を行う事業者への出融資が可能となるが、メザンファイナンス以外への出融資も可能なのか。
- ・現行制度において、下水道、上水道及び道路について、料金徴収を含めた包括的なコンセッション方式を実施することは可能であるか。
- ・社会資本の整備については、基本的な考え方を「新しく造ること」から「賢く使うこと」へ転換していくということでよろしいか、甘利国務大臣の見解を伺いたい。

### 木下 智彦君（維新）

- ・ P F I を推進する目的及びメリットについて伺いたい。
- ・独立採算型の P F I 事業は、民間事業者に経営を委ねる形にしている。しかし、今回の法改正は、国が機構を通じた金融支援を行うことから、国が独立採算型の P F I 事業のリスクを間接的に負うこととなり、好ましくないが、甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・官民による共同出資で設立される機構は、公務員 O B の新たな天下り先になることが懸念されるが、その点に対してはどのような措置を検討しているのか伺いたい。

### 杉田 水脈君（維新）

- ・これまで行政評価など様々なニュー・パブリック・マネ

ジメントの手法が我が国に導入されてきたが、 P F I 制度については、あまり進んでいないと考える。その原因はどこにあるか。

- ・ P F I 事業を実施しようとする地方公共団体が、選定事業者が提供する公共サービスの水準を測定・評価する際に参考とする「モニタリングに関するガイドライン」は、平成 15 年の策定以後、一度も改定されていないが、その理由は何か。また、当該ガイドラインの課題は何か。
- ・ P F I の推進が地域活性化に寄与するためには、地元企業や地方銀行が主体となった S P C（特別目的会社）を設立し、地域の未来を形成する街づくりを P F I 事業で進めていく必要があると考えるが、この方向性について甘利国務大臣の見解を伺いたい。

### 大熊 利昭君（みんな）

- ・機構による出融資先である事業者が破産等した際の、機構の出融資に係る責任は、本法律に書かれているのか。また、機構は、国による出資がされることから、当該責任について、法律上、明確に定めるべきだと考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・機構が事業者に出融資を行うにあたっては、民間金融機関から事業者に対する支援がこれ以上望めないということを確認し、機構が事業者に対する最後の支援者であるべきだという、出融資に関する基準を本法に定める必要があるのではないか。また、機構が事業者に対する大口の資金提供者になった場合、民間金融機関のモラル・ハザードが生まれてしまうと考えるが、政府の見解を伺いたい。

- ・民間ファンドに対しては、金融商品取引法に基づく金融庁による金融検査が行われているが、機構に対しても同検査の対象とする必要があるのではないか。

### **赤 嶺 政 賢君 (共産)**

- ・内閣府が公表している独立採算型のPFI事業のうち、老人福祉施設においては補助金が交付されており、独立採算型の事業ではないと考えるが、政府の見解を伺いたい。
- ・PFI事業全体からみると、独立採算型は今までわずかしか実施されていない。平成17年以降、地方公共団体では実施されていない。そのような現状を踏まえると、そもそも独立採算型のPFI手法は成り立たないのではないか、甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・甘利国務大臣は平成25年3月1日の記者会見で「関空・伊丹空港等のPFI事業の円滑な実施のためにも、法案の早期成立を目指してまいります。」と述べているが、新関西国際空港株式会社がコンセッション方式を導入する際、機構による出資に期待しているという理解でいいか、

伺いたい。

### **畑 浩 治君 (生活)**

- ・PFI事業を推進するに当たり、機構を設立して事業者に対して出融資を行うという手法を選ばなければならない必要性があるのか。必要なのはPFI制度における抜本的な規制改革と考えるが、甘利国務大臣の見解を伺いたい。
- ・機構の事業者に対する出融資の決定においては、事業の採算性についての判断が重要であることから、機構の構成は金融の専門家が大半を占めるべきと考える。ついては、機構に設置される民間資金等活用事業支援委員会に求められる人材、機構の人事方針及び機構の規模について伺いたい。
- ・被災地の復興において、住宅の管理等についてPFI事業を活用していくべきだと考えるが、甘利国務大臣の見解を伺いたい。

## **2 総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）**

- ・新藤国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。